

平成30年7月20日

保護者の皆様へ

徳島県立徳島中央高等学校
校長 小山 茂美

夏季休業中の生活について（お願い）

盛夏の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育活動にご協力いただき心よりお礼申し上げます。

さて、本校は7月21日～8月31日まで夏季休業となります。（8月2日（木）は登校日）この期間は様々な自然体験や社会体験をするのによい機会です。また、生徒一人一人が目標を持ち、個性や適性、進路等に応じた計画を立て、自主的学習や活動を行う機会でもあります。

反面、気分の緩みや不規則な生活により、生命に関わる事故や、思いがけない問題行動を起す恐れもあります。本校においても一人一人の生徒が、健全で有意義な休業日を過ごせるよう、次のことについて指導しておりますので、ご理解のうえご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 基本的生活習慣について

- (1) 夏季休業中の計画を立て、規則正しい生活をさせてください。
- (2) 家族との対話を深め、家庭生活の役割を分担し、家族の一員としての自覚を高めるようご指導ください。

2 事故防止について

- (1) 交通法規やマナーを守り、交通事故違反が起きないように日頃から安全意識を高める指導をお願いします。
- (2) 自転車の危険運転はもちろんのこと、バイク、自動車等の無免許運転や暴走行為は重大な交通違反です。交通違反の防止にご協力をお願いします。（運転免許を取得するには許可書が必要です。）
- (3) 海、川、山等での事故防止のため、遊泳禁止区域や立入禁止区域、指定危険箇所等へ近づかないようにご指導ください。
- (4) 気温や湿度の上昇、身体の状態や変化に留意し、熱中症予防に努めてください。

3 いじめや暴力行為について

- (1) いじめや暴力行為は、命に関わる重大な問題であり、絶対に許されないものです。
- (2) 阿波踊り、夏祭り、花火大会においては、特に事故が発生しやすい状況にあることを自覚して行動させてください。

4 恐喝、窃盗について

恐喝や万引き、自転車盗は犯罪です。未成年が犯罪を犯すと検察庁・家庭裁判所に送られ審判されます。誘惑に打ち勝つ強い意志と自制心を持つように心がけて生活させてください。

5 喫煙、飲酒、薬物乱用防止について

未成年の喫煙、飲酒は違法行為であり、また健康を害し、事故にもつながりますので注意・監督をお願いします。

6 性非行・性的被害の防止について

深夜はいかいや無断外泊、携帯電話等による有害サイトへのアクセス等は、性的な被害を受けやすく、危険であることを認識させてください。

7 インターネットや携帯電話によるトラブルについて

- (1) インターネットやSNS（LINE、ツイッター等）を利用して個人情報の流失や著作権の侵害に注意し、他人の悪口や相手が嫌がることをネット上に載せさせないようにしてください。また、発信した情報に対する責任について十分に考え、情報モラルを守らせてください。
- (2) 青少年（18歳未満）の携帯電話にフィルタリングをつけることは法律によって定められています。子どもにフィルタリング解除を求められても解除しないようにしてください。

8 その他

万一事故の発生した場合、学校（担任）に連絡してください。

徳島中央高等学校 昼間部（088）631-1332